

大阪市立長吉南小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、本校教育目標である「心豊かで未来に生きる力を身につけた児童を育成する」に向けて「長吉南小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- (1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくり
- (2) 未然防止・早期発見
- (3) 家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、すべての児童に起こり得る問題である。すべての児童が安心して学校生活を送ることができるようにしなければならない。また、すべての児童をいじめに向かわせないために全教職員がいじめの問題に取り組む必要がある。平素から教職員が共通理解を図り、同一方向に進み、日常的にいじめの問題に触れることにより「いじめは絶対にゆるさない」という意識を学校全体としてもつ。

未然防止として、児童が教職員と信頼できる関係であること、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる授業づくりや集団づくりを行っていくことである。また、児童の自覚や自信を育むことにより、自他を認め合う人間関係を作り出すことが、いじめの未然防止につながると考える。

(1) 授業改善について

- ① 子ども同士が学び合えるような授業を取り入れ、話し合い、教え合うことで、子ども同士のつながりを広め、深める。
- ② わからないことがわからないと言え、まちがった答えに誰も笑わない、教室の雰囲気をつくる。
- ③ 子どもが発言したときに、みんなで聞こうとする。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 一人一人の子どもが主体的に活動できる、みんなのためになることや、喜ぶことを自主的に行う活動などに取り組む。
- ② 問題行動を指導するときは、「どならず」「おどさず」の指導を徹底し、個人の尊厳は保持する。
- ③ 日ごろから子どもの良いところを見つけ、ほめるように努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 「ちくちくことば」ではなく「ふわふわことば」を使うように徹底指導するとともに、「死ね」「殺す」などの言葉に対しては、それが人の心を大きく傷つける言葉であることを理解させ、これらの言葉を使わない、聞きのがさない雰囲気をつくる。
- ② 安心できないことや自由を奪うようなこと、自信を無くしてしまうようなことを言わされたときに、「いや」「やめて」ときっぱりと言うことを教える。言えないときは、友だちに声かけて一緒に言ってもらうようすにすること、また、「いや」「やめて」と言えなくとも困っている子を見かけたときは、その子の横に立ち「そんなことをしてはだめ！」と言ったり、先生に言いに行ったりするなど、正しい行動を教える。
- ③ いじめられたとき、いじめを見たときは、必ず先生に報告にくるように指導する。
- ④ 「いじめ」についての理解を深めるため、道徳や学級活動においての取り組みの充実を図る。
- ⑤ ラインや落書きで個人情報を流すと、相手の心を深く傷つけてしまうだけでなく、他人に悪用されて取り返しのつかないことも起こるということをしっかりとわからせる。
- ⑥ 人権教育の充実、読書活動や体験活動などにより、子どもの社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他を認めることのできる態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いに認め合う力や、ともに解決していく能力を育てることによりいじめに向かわない態度を育てる。

4. いじめの早期発見についての取組

- ① 日ごろから、授業及び授業以外の時間の子ども一人一人の様子に気を配り、子どもの発する心のサインを見逃さず、子どもの変化に気づく力を高めることが必要である。
- ② 子ども一人一人に声かけ、日記などのコメント書き、一緒に遊んだり話したりするなど、1対1のやり取りを多く持ち、子どもが悩みを打ち明けられる信頼関係を築く。
- ③ 定期的なアンケートや教育相談なども実施する。

5. いじめの早期解決についての留意点

- ① いじめが起こった時は、聞き取り、指導を行い、その軽重に関わらず、管理職に報告する。また、起こった全てのいじめ事案については、その概要と対応を必ずメモして残しておき、卒業するまで保管しておく。
- ② いじめられた側の子どもや保護者の意見や要望をしっかり聞き尊重する。
- ③ いじめられた子どもの個人の尊厳を保持することが最優先されるべきで、集団づくり、心の通い合う人間関係づくりを強調するあまり、いじめられた子どもの個人の尊厳を保持することがおそろかにならないように注意する。
- ④ いじめを許さないという方針のもとに取り組むが、これはいじめという行為を許さないということで、いじめた子どもを許さないという意味ではない。いじめた子どもの人格形成を健全なものにすることにも留意する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

○生活指導部会

【構成】生活指導部長・学年代表

【開催】月1回

【役割】・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。

○いじめ対策委員会（臨時）

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に組織的に対応するため「いじめ対策委員会」を設置する。

【構成】校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権同和教育主担、養護教諭、保健主事、学年主任、当該学級担任、関係教職員

※PTA会長、学校協議会会长（事案に応じて招集を依頼する）

【開催】臨時

【役割】・いじめの疑いに係る情報があった場合には、会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

[年間計画]

【調査等】

- ・校内いじめアンケート 月1回
- ・大阪市いじめアンケート 年3回（学期ごとに実施）
- ・保護者対象アンケート調査 年2回
- ・個人懇談 年1回

【会議等】

- ・A会議（生活指導・人権、健康教育） 月1回
- ・学年打合会 週1回
- ・人権教育報告交流会 年2回
- ・特別支援教育連絡会 （毎月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発
- ②学校協議会への報告・協力体制の確立
- ③教育委員会、地域諸団体や関連機関への協力要請

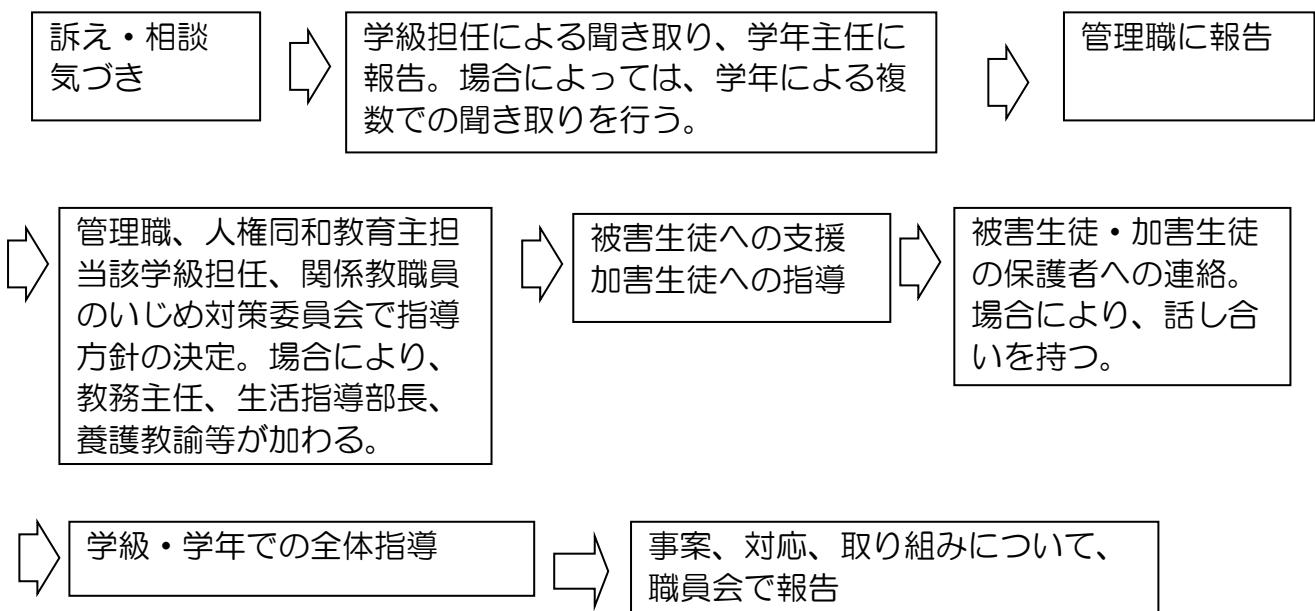
(3) 取組内容の検証

- ①「運営に関する計画」に、いじめ防止の方策を位置づけ自己評価をし、学校関係者評価を受けるという、P D C Aサイクルを確立する。
- ②生活アンケート結果を、いじめの未然防止の推進・再発防止に活用する。

7. 重大事案への対処

「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

※いじめ発見の際の流れ



重大事案については、スクールカウンセラーや主任児童員、青少年指導員も組織に入ることとする。